

# 議第43号

## 滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

### 滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例（平成19年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表」の右に「の左欄」を加える。

第3条第1項中「の100分の31に相当する額」を「に、別表の左欄に掲げる国営事業の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

日野川地区国営土地改良事業	100分の31
湖東平野地区国営土地改良事業	100分の31（知事が定める工事にあつては、15分の1）

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。